



アノ手、コノ手の悪質商法にご用心

お近くの消費生活相談窓口
につながります 消費者ホットライン ☎188

東京都消費生活総合センター

☎ 03-3235-1155



こんなことがあつたら狙われているかも…

【マルチ商法・ マルチまがい商法】



会員になって商品を販売すれば、紹介料がもらえる商法。入会後、「人を紹介すれば収入が得られる」と告げられるマルチまがい商法も増えています。

カモにならないために

- 「必ずもうかる」といったウマイ話は信じない!
- 友達から誘われて、断るのが気まずくても、きっぱりと断る!

こんな目にあってしまうカモ…

- 実際は誰も加入させられず、商品を購入するためのローン(借金)だけが残ることも!
- 知人・友人を勧説する仕組みのため、今度はあなた自身が加害者に…

【アポイントメント セールス】



販売の目的を隠して店舗等に呼び出し、契約を結ばせる商法。

カモにならないために

- 「あなただけ特別!」と勧説されても、その場の雰囲気で契約を結ばないで!
- 悪質事業者が友達を装っている場合があるので、SNSで知り合った人と会う時は慎重に。

こんな手口にも注意!

就職活動のアンケートに答えると、後日、「無料セミナーを受けないか」と呼び出され、セミナー終了後、高額な講座を強引に契約させられる。



困ったら、一人で悩まずすぐ相談!



【架空請求・不当請求】



「支払わないと法的手続きをに入ります」などと根拠のないSMSを送り付けて連絡させようとする架空請求が多発。

アダルトサイトなどでクリックしたら「登録完了」などの表示が出て、高額な料金を請求されるワンクリック請求もあります。

カモにならないために

- 慌てて、電話やメールをしない。
- 身に覚えのない請求には、応じない。
- 受信・着信拒否設定などの対策をとる。

こんな目にあってしまうカモ…

- 慌てて連絡すると、自分の個人情報を教えることになり、次々と連絡が来る。
- 一度でも支払うと、さらに支払いを請求してくる。



【ネット広告等をきっかけとしたトラブル】



アルバイトを探していると…

エキストラ、やつてみるカモ！



エキストラの登録に行くと…

ちょうど今、タレントのオーディションがあるから、受けでみない？

わがまま



悪質商法カモ？
と思ったら、
消費生活センター
へ相談！



経験豊かな
相談員が、
解決のお手伝い！



困ったら、
一人で悩まず
すぐ相談！

契約解除

訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には、

「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。事業者などから強引な勧誘を受け、契約をしてしまった場合などに利用できます。

クーリング・オフの手続きの手順

ハガキの書き方の例

- ① 契約書面を受け取った日を含めて8日または20日以内に、書面で通知します。

- ② ハガキに書いて、両面をコピーします。
コピーは大切に保管してください。

- ③ ハガキは「特定記録郵便」または「簡易書留」で送ります。

- ④ 支払ったお金は、全額返金を要求できます。
商品の引き取り料金は事業者負担です。



通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

商品名

契約金額 〇〇〇〇〇〇円

販売会社 株式会社 XXXX 営業所

担当者 AAAAAA

支払った代金 〇〇〇〇〇〇円を返金し、
商品を引き取ってください。

平成〇〇年〇〇月〇〇日
東京都〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
氏名 AAAAAA

クーリング・オフができる期間は下記のとおりです。

・訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールス等)………	8日間	・特定継続的役務提供(エステティックサロン・語学教室等)………	8日間
・電話勧誘販売 ………………	8日間	・業務提供誘引販売取引(内職・モニター商法)……………	20日間
・連鎖販売取引(マルチ商法)……………	20日間	・訪問購入(いわゆる訪問買取)……………	8日間

◆通信販売は原則クーリング・オフができません ◆消耗品「化粧品・健康食品」で使用した分は原則クーリング・オフができません

クーリング・オフの適用には条件があるので、詳しくは消費生活センターに相談してください。

困ったときには、消費生活センターにご相談ください。

・東京都消費生活総合センター

(〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階)

※日・祝日・年末年始はお休みです。

消費生活相談
多重債務

☎ 03-3235-1155

受付時間:月～土曜日・午前9時～午後5時

緊急請求
専用

☎ 03-3235-2400

受付時間:月～土曜日・午前9時～午後5時



昭島市消費生活センター

〒196-8511

昭島市田中町1-17-1 昭島市役所2階 生活コミュニティ課内

☎ 042-544-9399

相談時間:月～金曜 午前9時～正午・午後1時～午後4時
(土日・祝日・年末年始はお休みです。)